



## 接骨院・整骨院は 病院ではありません

あとで全額自己負担になるケースも！

接骨院・整骨院で施術を行う柔道整復師は、医師ではありません。健康保険が使えるケースは限定されています。ケースによっては全額自己負担になりますのでご注意ください。

こんなケースでは  
健康保険は使えません！

- ×日常生活やスポーツによる疲れや痛み
- ×医師が治療すべき神経痛、ヘルニア、リウマチ、関節炎、筋肉疲労など
- ×負傷日や負傷原因が不明なケガや痛み

健康保険が使えるのは……

- ◎ケガによる打撲・ねんざ・肉離れ（出血を伴う外傷は除く）
  - ◎骨折・不全骨折（ひび）・脱臼
- ※骨折及び脱臼については、応急処置をする場合をのぞきあらかじめ医師の同意が必要

施術を受けたら  
こんなことに気をつけよう！

- 内容をよく確認してから署名を！  
「療養費支給申請書」へ署名する際は、必ず内容を確認してから自分で署名しましょう。
- 領収書は保管を！
- 健保組合から施術内容を確認すること  
があります。大切な保険料を有効に活用するため、ご理解・ご協力をお願いいたします。



こんな受診はいけません！

すり替え受診

健康保険の対象外のもの、対象となる病気にすり替えて、不正に健康保険を使うことです。正確にケガの理由を伝えてください。言われるままに署名するなどして、不正請求に加担しないようにしましょう。

ついで受診

「ついでだから」と他の部位もマッサージしてもらったり、一緒にきた家族も施術を受けること。安易な受診を続けると、医療費の負担がどんどん増えてしまいます。

部位ころがし

患部を次々と変えて保険請求を続けることです。施術を行っている部位や日数が水増しされることもあります。

原因不明・長引く痛みは要注意



原因不明の痛み・長引いている痛みなどは、ただのけがではない可能性があります。重篤な病気が隠れている場合もありますので、医療機関で適切な治療を受けてください。ひざが痛くてずっと整骨院に通っていたのが、医療機関で検査を受けたら骨肉腫（骨にがんができる病気）だったというケースもありますので注意しましょう。